

山梨県公報

第千九百五号

平成二十年

十二月一日

月 曜 日

目次

告示

県営土地改良事業計画の変更
道路の区域変更(二件)…………… 六五五

訓令

農林漁業普及指導手当支給規程の一部を改正する訓令…………… 六五六
山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令…………… 六五六

公告

毒物劇物取扱者試験の実施…………… 六五六
平成二十年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度…………… 六五七
甲府都市計画の変更案の縦覧…………… 六五七

教育委員会

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則…………… 六五八

山梨県立学校処務規程及び山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令…………… 六五八

公安委員会

山梨県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則…………… 六五九
山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則…………… 六五九

告示

山梨県告示第四百九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(中山間地域総合整備事業富士吉田北部地区)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

る。

平成二十年十二月一日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年十二月二日から平成二十一年一月六日まで

三 縦覧場所

富士吉田市役所

四 異議申立期間

平成二十一年一月七日から平成二十一年一月二十一日まで

山梨県告示第四百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十年十二月二十二日まで一般の縦覧に供する。
平成二十年十二月一日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道

二 路線名 上野原丹波山線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
上野原市西原字夏地三〇八〇番の一地先から 上野原市西原字夏地三〇八〇番の二地先まで	一五・〇 二三・八	一一・八 一一三・二	一〇・〇	一〇・〇

山梨県告示第四百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年十二月二十二日まで一般の縦覧に供する。

- 平成二十年十二月一日
- 山梨県知事 横内正明
- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 浅川瀬戸線
 - 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
大月市七保町浅川一六六七番の四地先から 大月市七保町浅川一六六六番の二地先まで	七・八〇 二五・一	七・六〇 八・〇		三三・九 三三・九

訓 令

山梨県訓令第十四号

農林漁業普及指導手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十二月一日

山梨県知事 横内正明

農林漁業普及指導手当支給規程の一部を改正する訓令

農林漁業普及指導手当支給規程（昭和四十年訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号八中「公益法人等への山梨県職員のパ遣等に関する条例」を「公益的法人等への山梨県職員のパ遣等に関する条例」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県訓令第十五号

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十二月一日

山梨県知事 横内正明

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規程（平成十八年訓令甲第七号）を次のように改正する。

別表第二の3の項口中「民法（明治二九年法律第八九号）第344条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

● 毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成二十年十二月一日

山梨県知事 横内正明

- 一 試験日 平成二十一年二月十四日（土）
- 二 試験場所 甲府市池田一丁目六番一号 山梨県立大学池田キャンパス
- 三 試験の種類
 - 1 一般毒物劇物取扱者試験
 - 2 農業用品目毒物劇物取扱者試験
 - 3 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 四 受験資格 学歴、年齢及び性別を問わない。
- 五 試験の方法及び科目
 - 1 筆記試験

(一) 毒物及び劇物に関する法規
基礎化学

(二) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

2 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

六 受験手続

1 提出書類

受験願書

(一) 住民票抄本（本籍が記載されたものに限る。）

(二) 写真（出願前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦六センチメートル、横四・五センチメートルのものであって、裏面に氏名を記載したものを願書の写真欄にはり付けること。）

2 受験手数料

一万五百円（受験願書に一万五百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。）

七 受験願書の受付期間及び提出先

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

1 受付期間

平成二十一年一月六日（火）から同月十六日（金）までの山梨県の休日を含め、

2 提出先

住所を所管する各保健福祉事務所（保健所（支所を含む。以下同じ。））に提出すること。ただし、県外居住者にあつては、山梨県福祉保健部衛生薬務課（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。

八 試験結果の発表等

平成二十一年三月六日（金）に合格者の受験番号を県庁南側及び各保健福祉事務所（保健所）の掲示板に掲示するとともに、山梨県福祉保健部衛生薬務課のホームページに掲示する。また、合格者には合格証書を交付する。

九 その他

詳細については、山梨県福祉保健部衛生薬務課（電話〇五五 二二三 一四九一）に問い合わせること。

● 平成二十年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成二十一年十二月一日

山梨県知事 横内正明

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、五七七・七五ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一六九・六九ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一八五・四九ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇八・三三ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鵜沢地区水源かん養保安林	七三四・一一ヘクタール
鵜沢地区土砂流出防備保安林	一四一・〇二ヘクタール
鵜沢地区干害防備保安林	七・一一ヘクタール
韮崎地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一一・四二ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	五五・六六ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七二八・〇四ヘクタール
多摩川上流土砂流出防備保安林	一六・〇六ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一・三三・四七ヘクタール
相模川中流土砂流出防備保安林	一四六・六〇ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一一・二六ヘクタール
相模川上流土砂流出防備保安林	一七一・〇〇ヘクタール

● 甲府都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十一年十二月一日

一 都市計画の種類

甲府都市計画道路

(三・四・八号 古府中環状浅原橋線)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木整備部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課

甲府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市都市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十年十二月一日から同月十五日まで

教育委員会

山梨県教育委員会規則第十八号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十年十二月一日

山梨県教育委員会

委員長 金 丸 康 信

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(山梨県教育委員会委任規則及び山梨県教育庁組織規則の一部改正)

第一条 次に掲げる規則の規定中「公益法人」を「特例民法法人」に改める。

一 山梨県教育委員会委任規則(昭和三十三年山梨県教育委員会規則第七号)第二条第十五号

二 山梨県教育庁組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)第五条第二十四号

(山梨県学校職員給料支給規則及び技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第二条 次に掲げる規則の規定中「公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例」に改める。

一 山梨県学校職員給料支給規則(昭和二十八年山梨県教育委員会規則第十一号)第四条第一項第五号

二 技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第十二号)第一条

(山梨県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止)

第三条 山梨県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和四十六年山梨県教育委員会規則第八号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第四号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー
県 立 函 書 館
県 立 美 術 館
県 立 博 物 館
県 立 考 古 博 物 館
県 立 文 学 館
県 総 合 教 育 セ ン タ ー
県 立 学 校

山梨県立学校処務規程及び山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十二月一日

山梨県教育委員会

委員長 金 丸 康 信

山梨県立学校処務規程及び山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令次に掲げる訓令の規定中「民法(昭和二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

一 山梨県立学校処務規程(昭和三十六年山梨県教育委員会訓令甲第四号)別表第三第三号

二 山梨県教育庁行政文書管理規程(平成十八年山梨県教育委員会訓令甲第二号)別表第二第三号

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第七号

山梨県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成二十年十二月一日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

山梨県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

山梨県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和六十年山梨県公安委員会規則第六号）は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県公安委員会規則第八号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年十二月一日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

第一条 山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第六条中第十五号及び第十六号を削り、第十七号を第十五号とし、第十八号から第二十二号までを二号ずつ繰り上げる。

第六条の二第二項中「、第十五号及び第十六号」を削る。

第六条の三第二項中「、第十二号及び第十六号」を「及び第十二号」に改める。

第六条の四第二項中「第六条第十七号から第二十一号まで」を「第六条第十五号から第十九号まで」に改める。

第十条中第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号を第二十五号とする。

第十条の二第二項中「、第十三号及び第二十四号」を「及び第十三号」に改める。
第十三条の四中第九号を削る。

第十六条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第十七条中第八号を削る。

第二条 山梨県警察の組織等に関する規則の一部を次のように改正する。

第六条中第二十一号を第二十二号とし、第十三号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 オウム真理教犯罪被害者等給付金に関すること。

第六条の三第二項中「及び第十二号」を「、第十二号及び第十三号」に改める。

第六条の四第二項中「第六条第十五号から第十九号まで」を「第六条第十六号から第二十号まで」に改める。

附則

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十年十二月十八日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 株式会社印刷 甲府市北口二丁目六番